4　法第十七条の五第四項の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の四第三項又は第七項の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行令第二十七条の四の規定の適用については、同条第一項第一号中「法第六十八条の九第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五第四項の規定により読み替えて適用される法第六十八条の九第三項」と、同項第二号中「法第四十二条の四第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の五第四項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の四第三項」と、同条第三項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十八条の九第三項」とあるのは「第六十八条の九第七項」と、同項第二号中「第四十二条の四第三項」とあるのは「第四十二条の四第七項」と読み替えるものとする」とする。

第十八条第二項を削る。

第十八条の六を第十八条の七とし、第十八条の五を第十八条の六とする。

第十八条の四中「第十八条の三」を「第十八条の四」に改め、同条を第十八条の五とする。

第十八条の三を第十八条の四とし、第十八条の二の次に次の一条を加える。

（再投資等準備金）

第十八条の三　法第十八条の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項の規定を適用しないで計算した場合の同項の適用年度の所得の金額とする。この場合において、法人税法第五十七条第一項、第五十八条第一項及び第五十九条第二項の規定の適用については、同法第五十七条第一項及び第五十八条第一項中「譲渡」の規定」とあるのは「譲渡」並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の三第一項（再投資等準備金）の規定」と、同法第五十九条第二項中「譲渡」とあるのは「譲渡」並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の三第一項（再投資等準備金）と、「）の規定」とあるのは「並びに同法第十八条の三第一項）の規定」とする。

2　法第十八条の三第一項第三号に規定する政令で定める規模のものは、同号に規定する事業年度において取得又は建設をする同号の産業集積事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が三億円（同項の規定の適用を受ける法人が租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等（法第十八条の三第一項の指定があった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合にあっては、第二十三条の三第二項に規定する中小連結法人。次項において「中小企業者等」という。）である場合にあっては、三千万円）以上のものとする。

3　前項の場合において、同項に規定する法人が中小企業者等に該当するかどうかの判定は、法第十八条の三第一項第三号に規定する事業年度終了の時の現況による。

4　法第十八条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法施行令第七十三条第二項	掲げる規定	掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十八条の三第一項（再投資等準備金）の規定
法人税法施行令第七十七条の二第二項	掲げる規定	掲げる規定及び震災特例法第十八条の三第一項（再投資等準備金）の規定
法人税法施行令第百四十二条の二第四項	）の規定	）並びに震災特例法第十八条の三第一項（再投資等準備金）の規定
租税特別措置法施行令第三十五条第二項	の規定	並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十八条の三第一項の規定
租税特別措置法施行令第三十六条の二第四項	の規定	並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定
租税特別措置法施行令第三十七条第二項	の規定	並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定
租税特別措置法施行令第三十七条の二第二項	の規定	並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定
租税特別措置法施行令第三十七条の三第三項	の規定	及び震災特例法第十八条の三第一項の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第一項	第百十二条第十一項の	第百十二条第十一項並びに震災特例法第十八条の三第一項の
租税特別措置法施行令第三十九条の三十二の二第一項及び第三十九条の三十二の三第二項	の規定	並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定

第二十二条の次に次の四条を加える。

（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十二条の二　法第二十五条の二第一項の表の第一号の第五欄に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一　延べ面積が千五百平方メートル以上であること。

二　地上階数が三以上であり、かつ、避難の用に供することができる屋上広場が設けられていること。

三　建築物整備事業（法第二十五条の二第一項の表の第一号の第四欄に掲げる建築物整備事業をいう。第五項において同じ。）を施行する土地の区域（以下この号及び次号において「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）の用に供される土地の面積の当該建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合が百分の三十以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

四　建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が五千万円以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

2　法第二十五条の二第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度（法第二十五条の二第一項に規定する供用年度をいう。以下この項及び第四項第一号において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。以下第四項までにおいて同じ。）の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　法第二十五条の二第一項の表の各号の第一欄に掲げる連結法人に該当する連結親法人又はその連結子法人（以下この条においてそれぞれ「指定連結親法人」又は「指定連結子法人」という。）で当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（以下この条において「対象資産」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この号及び次項において同じ。）